

『僻案抄』書誌稿（二）

——追註『かはやしろ』の問題——

要 旨

前稿（本誌前号）を承けて、『僻案抄』の書誌的考察を行なう。伝本論を進めて行く上での一つの鍵になるものとして、追註『かはやしろ』の問題がある。今回はこの『かはやしろ』につき、とり纏めて考えたいと思う。具体的には、第一に、『かはやしろ』の伝本にあたってみる。単独で伝わる本と『僻案抄』に付載されて伝わる本の二形態あることに留意しながら、本文内容を吟味する。結果、本文に二系統あることを言う。第二に、書誌の成果を参照しつつ、所収三項目を読む。眼目となるのは「かはやしろ」の項。記事は大むね定家録するところの俊成説であるから、読解を通して自ずと、論者俊成の認識と編者定家の対応に触れ、かつ双方を見較べることになる。最終的には定家の思惟像に接近したい。以上を踏まえて第三に、改めて書誌に立ち戻り、『かはやしろ』の『僻案抄』伝本論への寄与を考える。これにも論点は二つある。一つは、「追註付」のもつ意味を検討すること、他の一つは、『かはやしろ』の本文異同と『僻案抄』の三系統とを突き合わせて相互の関連を探ることである。

川平ひとし

前稿（本誌前号所載）において『僻案抄』の伝本の分類を部分的に試みた。実際には「一類本」と名づけた系統の諸伝本の性格を素描したのであるが、この先の分類論・系統論を進めるためには、なお明らかにすべき課題が幾つか残されている。それらのうち、巻末に付載されている追註『かはやしろ』の問題は特に重要だと考えられる。前稿においても若干触れたところであるが改めてこの『かはやしろ』の提起する書誌的な問題につき、とり纏めて検討を加えたいと思う。その際、先に示した通り、テキストには自ずと定家の認識の波動の様が映じていると見られるから、本稿では、書誌的な記述と併せて、追註の記載内容を本文の変動に注意しながら細かく読解することが求められるであろう。

追註『かはやしろ』には、書誌的な次元での問題が三点存在すると思われる。すなわち、

(1) 『僻案抄』に付載されることなく単独で伝わる本があり、形態上注意される。この種の本の存在することから自ずと、『僻案抄』付載という形態は果して本来のものなのかどうかという、『かはやしろ』の基本的な性格に関わる疑問が生じるであろう。

(2) 『かはやしろ』を持つ諸伝本の本文をつき合わせると、大巾な相違は見られないものの、中に微少なながらも無視しえない異同が含まれている。異同の意味するもの、ひいてはいずれの形をもって原形と認めるべきかが問われる。

(3) 『かはやしろ』は『僻案抄』伝本の分類論にどのような示唆を提供するか。

右の三点である。本稿では最初に(1)・(2)を検討し、次に註の含み持つ問題性——最終的には定家の思惟像を追究するという課題に結びつく——を具体的に記載内容を読むことにより尋ね、以上に基づいて右に示した(3)の問いを吟味するという手順で論述して行きたい。

1 単独本

最初に(1)の問題を検討したい。

『僻案抄』に付載されていない本、すなわち『かはやしろ』単独本とも呼ぶべき伝本として、今のところ次の三本を知りうる。

A 国立公文書館蔵内閣文庫本(202・120) 享保一六年(1731) 沙弥充長(仁木省二)書写、一冊本。外題(題簽)は「河社注」とある。

B 彰考館蔵本(巳11・07158) 江戸末期写。「芳野記」に合写されている。題簽剝落した痕の上に「芳野記 かはやしろ 全」と打付書。

C 彰考館蔵本(巳13・07306) 江戸末期写。一冊本。外題(題簽)「河やしろ」。

うち**A**は前稿で紹介し、その位置についても聊か触れた。同本についていま必要な点を確認しておく。**A**に見える奥書類から以下の事を推測しうる。

(1) **A**は享保一六年、仁木充長が「冷泉家伝書之本」をもって書写した本である。

(2) 当の冷泉家本は延宝九年(1681)冷泉為綱が書写した本である。

(3) 為綱が基にしたのは、『僻案抄』第二類本のうち、康暦二年(1380)為重

書写奥書のある本である。為綱は、為正本に付載されていたはずの『かはやしろ』の部分（以下単独本と區別して「付載本」と呼ぶ）を特立せしめて書写したと考えられる。

以上のようにA本成立の事情は比較的明らかである。すなわちAは江戸期、為綱の段階で付載本から生じた本であって、単独本の形態を示してはいるものの、本来単独本として伝流していた本とは見做せないことになろう。

しかしB・Cは、Aとは性格が異って、純粹の単独本と目され、述べられるように重要な問題を提起する伝本である。（B・Cはごく近い関係にあり、本文はBの方がすぐれる。CはあるいはBの転写本⁽²⁾。）

さてB・Cで注意されるのは第一に、次の奥書を持つことである。

右以京極黄門真筆透写本重而加／校合、無一字之透、尤可謂証本也

延徳二年五月中旬記之

この記載を信ずると、B・Cは、遡れば定家自筆本に至りつく本であることになる。ちなみに、これまで調査しえた『僻案抄』の伝本——「かはやしろ」の有無を問わず——に見られる書写奥書類の中に、右の奥書と一致するものは存在しない。むしろ今後これと同じ奥書を持つ付載本が出現しないとは断じられない。つまりB・Cもまた単に付載本が切り取られて単独で伝わった本であるに過ぎないかもしれないという可能性はなお留保しなければならぬ。しかし現在までの知見に基づき、単独本の形態ならびに右の記載を考え合わせると、本来、定家自筆の単独本が存在した可能性は高いとしてよいであろう。B・Cは当の自筆本

の流れに立つ本であり、付載本から派生したAの場合とは異なるものな
のではなからうか。

このような予測を裏づけるものとして、第二に、B・Cは付載本には
無い注意すべき特徴を備えている点を指摘しよう。

すなわちそれはB・Cの端作りである。通常、付載本の端作りには
「かはやしろ」とある他に、必ず「追注付」「三代集無之」という註記的
な語句が見られる（但しこれらの語句の出方に微妙な問題が含まれている点に
ついては後述する）。この語句を伴うことによって「かはやしろ」部分は
『僻案抄』部分の註記に付された追註であること、その内容は三代集に
無い事柄に関わっていること、従って「かはやしろ」部分は三代集の註
釈書である『僻案抄』に付載されるものであることがそれぞれ示される
のである。この註記的語句を定家以外の後人が付したと考えるのは当ら
ない。たとえば付載本のうち定家筆本の模写本である書陵部蔵鷹司本
（鷹・645⁽³⁾）にもこの語句は明記されており、定家の自記になるものと認め
てよい。

ところがB・Cには問題の語句が存在せず、単に「かはやしろ」との
み端書きされているのである。当然ながら、この語句を欠くことにより、
B・Cにあっては、「かはやしろ」は『僻案抄』に付載された追註である
という意味づけが失われる。言い換えれば、単独本の形態を備えている
ことと端作りの記載とは符合していることになるのである。すなわち
B・Cの端作りは、奥書の記載と相俟って、単独本が定家段階で物され
たことを示す有力な証左となるはずである⁽⁴⁾。

但しここでも慎重に、B・Cは物理的にか恣意的にか、何らかの理由により端作りの註記的語句を脱したのではないかと考えることはできよう。しかし「京極黄門真筆」の本に本来存した記載が事情はどうであれ、たやすく脱落したとは考え難い。結局、B・Cの記載を重視すると、「かはやしろ」は定家の手によって単独本として編録される折があり、同時にまた、定家の手により『僻案抄』の後に追註として——その旨註記を施されて——付載される折もあった、という二つの段階を想定しうるであろう。となると直ちに、兩段階の先後、単独本・付載本の相互関係の如何が問われるはずである。しかしこれらの問いに対する答えをすぐさま求める前に、いまま少し細かに「かはやしろ」の性格を見定めておくべきであろう。さし当り、述べた通り二つの段階が存したであろうことを考慮に入れながらも、一旦は単独本・付載本ともども一つの平面に並べて、本文を見較べてみるべきだと思われる。そこで次に、先述した課題(2)の、本文異同に含まれる問題を検討してみたい。

2 本文の二系統

『かはやしろ』の本文異同には、先に述べた通り転写の間の誤伝には帰しえないもの、すなわち無視しえない異同が含まれている。あらかじめ言えば、それらの異同は伝本により大まかには二つの形に分離、対立していると見られる。異同の二傾向を明らかにするために、いま、付載本の一つである先にも触れた書陵部蔵鷹司本と、同じく付載本の一つ慶応義塾大学附属研究所斯道文庫蔵一本(091・ト36・1)⁽⁵⁾とを対校し、相互

の異同箇所を摘出、対照してみよう。便宜的に、前者の特徴を甲、後者のそれを乙と呼ぶことにする。(括弧内の註記、川平)

	鷹司本/甲	斯道文庫蔵一本/乙
①	(端作り) かはやしろ <small>追注付三代集無之</small>	追注付 <small>三代集無之</small> かはやしろ
②	(頭中将資盛朝臣歌合、一番右の作者名) 入道	入道 <small>積阿歌(朱)</small>
③	(同歌合の判詞中の語句) 又おもふ所あるにもやあらん	又おもふ所あるにもや侍らん
④	(六百番歌合の引用中) 右方申云、しのおりはへてといふ本哥いかに了見してよみたるにか	右方申云、しのおりはへといふ本哥如何了見したるしてよみたる事か <small>(此の語写カ)</small>
⑤	(同右) 判 左恋衣ヲ河社によせてよめり	判入道 左恋衣を河社によせてよめり
⑥	(同右) これは天曆御時御屏風の月次の哥也	これは天曆御時。月次御屏風の哥也
⑦	(同判詞の引用に続く部分) 密々に被申含しは	庭訓密々に被申含しは <small>(し脱カ、他本あり)</small>
⑧	(同右)	

江帥匡房卿 かはやしろ秋は
あすそとおもへはや(略)

江帥匡房卿 かはやしろ秋を
あすそとおもへはや(略)

⑨ 郭公哥二四八事

郭公哥二四八の事

固有の誤写と思しき部分を除き、注目したいのは傍線部の異同である。一重線を付した箇所は相互の字句の違い、二重線部は片方に有って他方に無い異文をそれぞれ意味している。これらのうち①は、語句の要素は共通で書写形式のみ相違する。細かく言えば、甲は追註の内容を「かはやしろ」で代表させていることになり、乙は追って注し付けたものであることを強調、「かはやしろ」もそれら追註の二項目であることを表示した形になっている。実態に即して合理的なのは乙である。しかし、いずれにせよ異文を生じているわけではなく、甲のみを斥けるのも当らないだろう。⑥・⑨は助詞「の」の有無の別であって意味の違いを来す異同ではない。③は敬語表現をもつか否かの違い。④・⑧はテニヲハ一字の相違に過ぎない。もっとも一字とは言え、④は『六百番歌合』本文の流伝の問題に波及し、⑧は『江帥集』の享受の問題に関わるもの⁽⁶⁾である。しかし以上の諸例はいずれも著しく意味の違いをもたらすものではなく、無視しうる異同として処理することは可能かもしれない。残る②・⑤・⑦はやや問題を含む。全て註記的な語であり、かつ下段の乙のみに見られる独自異文である。②は当該歌が「釈」(阿)のものであること、⑤は、引用している判詞は「入道」によるものであること、すなわちいずれも俊成のものであることを特に指示する語であり、⑦は以下に引く言説が「庭訓」である旨を註するものである。

さて以上の註記的本文を繋ぎ合わせ、同時に、特に「庭訓」なる語が『僻案抄』を含む定家による三代集註釈書類で用いられる時の意味を考へ合わせると、これらの筆記者として最も適わしいのは、やはり定家を措いてないであろう。すなわち乙に見られる異文は、後人の所為ではなく、定家段階で既に記されていたもの、すなわち原態を留めるものと考えられるのである。

この点を裏づける傍証として二つ指摘しうる。一つは、斯道文庫本に付されている頭書の記事である。『かはやしろ』所引の六百番歌合判詞に、次に引く条が見られる。河社のことが「夏神楽の譜」に見える由をいう陳弁に依えて、俊成じしんの知見を対置している部分である。

又この事かくらつたへたる家の人に尋侍しも、夏神楽といふ事あるよし申つたへたるへし、されと譜なと分明にみえたる事なしとそ答し侍し

斯道文庫本は右の部分の頭に「刑部卿教兼／朝臣也亡父／外舅也」という註記をもっている。俊成の尋ねに返答した相手か誰であるかを示した註と判断される。「亡父」の語は『かはやしろ』に二箇所、「亡父所詠哥」「亡父説」の如く見え、いずれも俊成を指しているが、右の「亡父」を俊成と取る場合、やや意味不明瞭である。しかしここで「教」字を「敦」の誤写と見做し、「外舅」に妻の兄弟の意を認めうるものとして改めて読めば、この頭書は、俊成の父・俊忠の妻(＝敦家女)の兄弟である刑部卿教兼について註したものであるという解釈が成り立つ⁽⁸⁾。その場合、俊成と敦兼とが直接交渉をもちえたのは俊成若年の頃であるから、河社⁽⁹⁾

をめぐる問答も自ずと『六百番歌合』の頃を遙かに遡る昔の事としなければならぬ。この点をも含め事実性に関して疑点が残るものの、近親者であり筆策の逸話の伝わる⁽¹⁰⁾敦兼に対して、俊成が神楽をめぐる(難解な歌語に関わる)疑問を質す折は大いにありえたであろう。以上のように読むと、斯道文庫本に見える頭書は、定家が父俊成の言をそっくり引用し、註記の形で関連部分に書入れたという次第を伝えるものと推測されるのである。⁽¹¹⁾とすればこの頭書の記事は先程みた乙の註記の本文と次元を一にするものであり、これらは共に定家自ら記したものと考えられるのではなからうか。

今の点と密接に関わるが傍証の第二として斯道文庫本の最末の奥書に、
弘安元年十一月廿二日夜以故京極中納言／入道殿御自筆本於持明院
舊宅書／写了

為兼

とあることを挙げたい。これは為兼の『僻案抄』への関与を伝える興味深い記事である。⁽¹²⁾右の記載を信ずれば、斯道文庫本は定家自筆本に由来する本であり、ひいてはその「かはやしろ」部分もまた定家自筆本の形を伝えるものとして尊重されねばならないことになる。

以上の二つの傍証を考え合わせると、先に挙げた乙の註記の本文は、後人による加筆ではなく、むしろ定家段階に遡原しうるものである可能性を強くもつとしてよい。

一方、乙に対立する甲の特徴を持つ鷹司本は、定家自筆本の形を忠実

に臨模した本に他ならないから、甲の本文もまた同様に原態を保存しているものとして重んぜられなければならないまい。こうして一定の対立関係にある甲・乙双方の本文——異同の二傾向——は、いずれか一方を採り他を斥けるという処置を施しえないものであることを示唆しているが、同時に、定家段階において二様のテキストが存在したことをも証示していると思われる。言い換えれば定家は細部において微妙な差異をもつ二つの『かはやしろ』を編録したと考えられるのである。

ここで、採り上げた鷹司本・斯道文庫本は共に付載本であることを想起しよう。付載本の本文も単一ではなく、実は甲・乙二つの流れに分かれることを知りうるのである。

ちなみに先に検討した単独本三本を、右で得られた知見に照らしてみると、**A**は、一部例外を存していて検討を要する側面(後述)を含むものの、大枠では甲に属する。**B・C**は、端作りにおいて他に見られない性格を示している点は先に注意した通りだが、内部の本文自体は乙に属すると認められる。これらの深い対応関係を証する細かな事実については、いま述べた問題点と併せて後段で再び触れることにしたい。但し一例だけ、先程の傍証を補強する意味で示せば、斯道文庫本の頭書と同文の内容が**B・C**にも存在する事実はことに注意される。すなわち先引の箇所に、

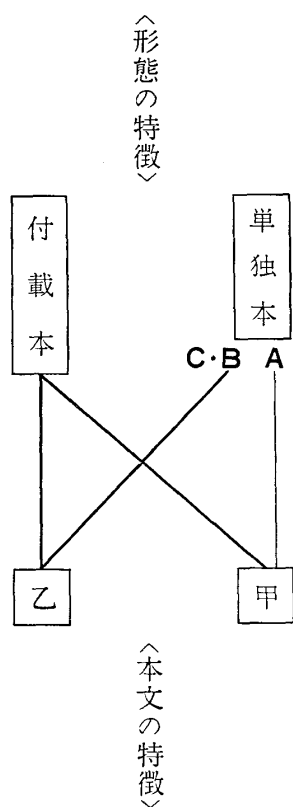
……とかきて侍めり、刑部卿敦景朝臣、亡父外舅也、また此事かくら
伝たる家の人に尋侍しも……

とあるのがそれである。「敦景」の「景」字は新たな不審をもたらすが、

「敦兼」と解する先程の説の傍証となろう。やや座りの悪い前後の続きから考えて、傍線部は恐らく傍記の本文化したものと推測される。この型式は反って斯道文庫本の註記が本来存在したものであることを裏づけるのではなからうか。右の記載によってB・Cは乙の特徴を持つことを知りうると同時に、改めてB・Cそして乙は定家段階の姿と深く結びつくことを確認しうると思う⁽¹³⁾。

以上のように、単独本・付載本の形態だけでは本文の質を判別しえないのである。先に両形態の別を一旦相対化して、共通の次元に並べて本文を見較べるべきだとした理由もまたここに存する。

論点を整理するために、これまでに得られた知見を図示してみよう。



四角^{すま}のテキスト全てに、何らかの形で△定家自筆本▽の痕跡が認められる。定家はそれらの成立に何がしか関与しているのである。要約して言えば、単独本のうち(Aは後代の成立と考えられるから除くとして)、定家は乙の特徴をもつB・Cを編録し、同じ乙の本文を『僻案抄』に付載することがあった。また甲の特徴をもつ本文を付載することもあった、と

いうことになる。こうして「かはやしる」の形態と本文との相互関係は大まかながら明らかになったと思われる。特に単独本の位置はほぼ見定めたとす⁽¹⁴⁾。次に問うべきなのは、少なからず伝本が存在する付載本の場合である。しかし付載本の諸伝本も、当ってみると、むしろ例外的な異同を包み持つてはいるものの、ほぼ甲・乙いずれかの形に分けうるのである。すなわち、右に想定したモデルを裏切ることはない。『かはやしる』の本文には二系統存する、と積極的に言つてよいであらう。

ここで得られた小結論は二つの意義をもつ。一つは、『僻案抄』伝本を整理する上で有益な視点を提供すると予測されることである。もう一つは、見てきたような性格を含む本文異同の状況を、『かはやしる』の読解に組み入れることが可能となる点である。小稿の目的の一つである書誌的な課題の追究にとって必要なのは前者であるが、『かはやしる』の、一見精彩を欠く説の記述の中に、定家の認識の様を窺おうとする、もう一つの目的にとっては、後者はひとしお重要な視点となる。章を改め、まず後者の視点に則して考えてみたい。

3 内容読解

『かはやしる』の記載形式は、歌を掲げ註を付すという、通常の註釈書のそれとは異なる。『僻案抄』に対する追註として見た場合、双方の違いは明らかである。『僻案抄』の歌註に加えて、掲出歌と註を増補するという形で追註がなされているのではないのである。むしろ歌を問題に

するのであるが、その内容は難解な歌語や歌句、いわゆるハ難義Vをめぐるもので、「かはやしろ」「かひやか下のかはつ」「郭公歌二四八事」の三項目から成っている。分量から言えば、零細なものとしてよい。このうち最も多く取り扱われているのは最初の「かはやしろ」であり、後の二項目はあたかも「かはやしろ」部分に添えられているかの如く、量の上ではごく僅少である。ちなみに、先に見た甲の系統本の端作りに「かはやしろ」とあって、全体を統括する名の役を果していたのも故なしとしない。

さて、量はともかく、果して載せられている記事の内質はどうなのか。以下、記されている所とは逆の順序に、一々読んでみたい。その際、各項目に収められている言説の次元と、それらの言説を編録した定家の認識の次元とを相互に見通しながら吟味しなければならぬだろう。

(1) 郭公歌二四八事

郭公の歌に「二四八」の語をよみ入れた例があることについての問題である。

「二四八」を難義として最初に採り上げたのは『奥義抄』であろう（同抄「下巻餘 問答」の五）。「古歌に二四八とよめるは何事ぞ」の問いに答えて清輔は「二四八ははつねと云ふ事也」という見解を示し、その理由を、二四は八、八は声、二四八は八つの声、やつのご多ははつね、と語義を追って説く。さらに例歌として二首、

万葉云、

ならさかをきなきとよます郭公二四八とこそをちかへりなけ

三条大納言の歌にも、

をちかへり庵になけどもほとよぎす二四八ともにめづらしきかなを挙げ、二首に見られる歌句「をちかへり」「庵になく」の句意についても説述している。清輔の言説は一つの定説的な見解として継承されたものようである。たとえば『和歌色葉』は右二首を掲げ、独自の敷衍を行なってもいるが、奥義抄の名は見えないものの清輔説を参照したと推測される。また『八雲御抄』言語部・由緒言「にしはつ」の項に「見清輔抄物」とあり、同抄も奥義抄を踏まえていることが知られる。一方、清輔説を祖上にのぼせているのは顕昭で、のち程触れるように独自の説が見られ、注意される。

さて『かはやしろ』に載せられている「二四八」についての記事は次の通りである。

亡父説、此哥在万葉集之由雖有説、已以無実也、所詮無証拠哥也、不可用、中古の虚言作出事歟云々、

これは俊成の言説そのものに他ならない。従って問題は定家ではなく、俊成の認識に関わる。

俊成は二四八の歌——具体的には清輔も挙げていた「ならさかを」の歌を指すのであろう——が万葉集にあるとする説を批判する。

清輔はと言えば、「万葉云」として「ならさかを」を示したのち、歌中の語句につき「をちかへりとは万葉には、百千返とぞかける」と記しており、万葉所載歌たることを疑っていない。なるほど万葉に、「をちかへり」と訓ぜられている「若反」（十一・2689 十二・3043）「変著（若）反」

(六・104)の語は存するものの、「ならさかを」の歌自体は見えない。清輔の思い違いとすべきだろうか。ところで、この種の説は独り清輔だけのものではなく、頭昭によれば「皆人」の云う所でもあったようだ。従って俊成の云う「雖有説」の「説」は、直接には清輔説を指しているのかも知れないが、結果的に当代の通説に対して云われているものと解される。ともあれ俊成はそれらの説を「無実」として厳しく斥けるのである。用例の状況が示しているように、俊成の見解は正当である。

但し俊成の主張は、典拠の問題、万葉に載るか否かの事実をめぐる次元での問題から、今一つ踏み出した視点を含んでいる。それは先引の言説の後半部分に現れていると思われる。字句を追ってみよう。

「無証拠哥」とは、正しく万葉集の古歌であるという証拠を持たぬ歌、という意味であろう。従ってこの箇所の意味は、明確な証拠のない説、後代的なものに過ぎない歌を万葉歌と誤認する説は用いるべきではない(「不可用」というのであろう)。

「中古の虚言作出事歟」とは「ならさかを」の歌が「中古」に万葉の古歌として創作されたものであるとの推測を云うのだと思われる。たとえば、「ならさかを」に並べて清輔の挙げている「三条大納言」歌は、堀河院百首「郭公」公実歌の「異伝歌」であるが、既に「二四八」をめぐってはこうした亜流——言わば、万葉の古歌ならざる「中古」の創作になる擬似古歌に依拠した歌——も存することを深く認識しつつ俊成は「中古の虚言」云々と述べているのだと思われる。

さらに言えば、清輔は、先程触れた通り、「ならさかを」「をちかへり」

両歌につき「或書云」として他者の見解をも参照しながら歌句の釈義を行なっているが、俊成の立場にとって右のような詮義はすでに不必要であって、それらの依拠する「説」そのものを「不可用」として斥ければ足りたのであろう。

「二四八」の項に引かれた俊成の言説には、以上のように、万葉歌と擬似万葉歌とを峻別する態度が見られる。こうした態度の意味を考へることは当然ながら俊成の万葉集認識の問題に関わろう。のちにも知るよりに、「二四八」の項のみでなく「かはやしろ」所収の他の二項においても、△難義▽の問題と俊成における万葉集理解の問題とが密接に結びついているのは注意される。

さて定家は右のような俊成説を「亡父説……云々」として引用している。定家の姿はこの引用の語のみに見られる。つまりここでの定家は徹底して編録者の立場、言い換えれば聞書編者の立場に立っているのである。俊成説に何ら付加を施さず直接引用することにより、俊成の言説を引きうけ追認するのであるが、定家にとっては俊成説を継承し記述することがここでの課題だったのであろう。

考えてみると俊成は「二四八」歌に関する通説を排するものの、当の難義に関して新たな見解や事実を提示することはない。むしろ△説▽として採るか否かという次元で語っている。その言説を追認する定家もまた俊成の設定した次元を引き受けていると言えらるであらう。

ここで「二四八」をめぐる頭昭もまた見解を提出していたことを想起

したい。顕昭は『顕秘抄』第二、『袖中抄』第七において説を展開するが（両書は「二四八」の件に関する限りほぼ同文である）、「ならさかを」につき、
顕昭云、此哥は万葉にありと皆人申めれど、随分に見及本にまたく
みえず。
（『顕秘抄』）

と云っているように、書誌的あるいは考証的な調査を通じて、万葉集に載るとする「皆人」の説を否定している点は注意される。もう一点見ておくべきなのは、『奥義抄』の当該註全文を引いたあと、「私云」として清輔の論拠に反証を挙げつつこれを批判している点である。顕昭もまた、清輔説をも含む通説に疑問を呈し、さらにこれを批判している点では俊成と同じ立場に立っていたことになる。両者の態度を強いて比較して言えば、顕昭は俊成の知りえない幾つもの情報に基づいて豊富な考証の過程を披瀝しているが、自説の主張に関しては（ここでは）やや淡泊である。一方俊成は、事実や例証を多く示さないが、説Vの採否には厳格であるということになる。

ところで定家は、『かはやしる』編録時に、こうした顕昭の見解を熟知していたと推測される。なぜなら『顕秘抄』には定家自筆本が存在していたらしく、定家じしん顕昭の見解に、その本文を通して直かに接していたはずだからである。しかし「かはやしる」所収の「二四八」項では、顕昭の所説に一切触れていない。存在していたはずの接点はむしろ空白になっているのである。さらに重要なのは、いま述べた『顕秘抄』第二「二四八」の項の末尾に、

今注、付二四八、庭訓不触耳。惣不及加詞。

の如く付記されていることである。久曾神昇氏によれば、この付記は家の「加注」と推定される由であり、共々考え合わせると、この註記は極めて重要である。「今注」の趣旨は、「二四八については庭訓を直かに聞いていない。それゆえ見解を加えるまでもない。」というように解される。とすれば『かはやしる』の「二四八事」との関連が問われるであろう。すなわち、後者においては「亡父説」としてまさに俊成の「庭訓」が引用されていたのであるから、両者は矛盾することになる。いま両書の記事の信憑性を認め、久曾神氏の推定に依拠しつつ、事実を合理的に解釈するなら、

定家は『顕秘抄』への「加注」時点では未だ「庭訓」に接しておらず、のち俊成の没する以前に俊成説を直かに聞き、『かはやしる』編録の段階でこれを引用した。

という次第が推測される。仮りに右のようないきさつが事実存在したとするなら、なおさらのこと定家は顕昭の説の水準を十分に弁えていたはずである。なおかつ『かはやしる』に顕昭説の影が何ら見出されないのは、定家じしんが意志的に選びとった態度によるものと解する他ない。推測をも含む以上の知見を踏まえて言えば、「二四八事」を録するにあたって定家は、顕昭説はもとより、自らの知見を交えることもなく、ひたすら俊成説の継承という枠組の中に厳しく踏み止まったということになるであろう。

(2) かひやか下のかはつ

この項の註はただ一文、

此事悉見六百番哥合

とのみある。この短い註について考えるための前提を確認しておこう。

標目にある語句のうち「かひや」の語を直接よみ込んでいる歌としては、早く万葉集に次の二首が見られる。

・朝霞 鹿火屋之下余 鳴蝦 声谷聞者 吾将恋八方

(十・2265 秋相聞、寄蝦)

・朝霞 香火屋之下乃 鳴川津 之努比管有常 将告児毛欲得

(十六・3818 有_二由縁_一并雜歌)

のち『六百番歌合』に二首見られる。すなわち、

・春下・二十二番・蛙・左負・頭昭

山吹の艶_{たま}ふ井手をば外_{よそ}に見てかひやが下も蛙鳴くなり

・恋六・三十番・寄煙恋・右持・寂蓮(右、頭昭)

山田守るかひやが下の煙こそ焦がれもやらぬたぐひ成りけれ

である。周知のようにこれらをめぐって、方人の難陳、俊成の判詞、『頭昭陳状』における頭昭の反論、『古来風躰抄』における俊成説の展開、等の論争の過程、言わば論争史が存在したのであった。⁽¹⁷⁾

さて先引の通り、定家の註は極めて短い。その上、先の「二四八事」同様、定家じしんの知見は一切示されていない。それゆえこの註自体には、論争史への新たな寄与という契機はほとんど存在していないと言つてよい。では、なおかつここから読みとりうることはあるだろうか。忠実な編録者たる定家の意図をもう少し追ってみよう。

まず標目の意味を問い直してみたい。「かひやか下のかはつ」は直接に

は何を指しているのか。先程引いた「かひや」を含む歌句は、万葉の場合(訓ずれば)「かひやが下に鳴くかはづ」(2265)「かひやが下の鳴くかはづ」(3818)であり、六百番歌合の例は「かひやが下も蛙鳴くなり」(頭昭)「かひやが下の煙こそ」(寂蓮)であつて、標目と完全に一致するものはない。やや不正確な標示だと言わなければならない。「かひやか下」と「かはつ」の語を含む歌という意味なのだとすれば、少くとも六百番の寂蓮歌は対象から除かねばならない。従つて標目を嚴格に読みとれば、「かひやか下のかはつ」によつて定家が想定している対象は、六百番歌合の歌ではなく、直接には万葉歌二首⁽¹⁸⁾、並びにそれらに見える「かひやか下——かはつ」を撰取した六百番の頭昭詠を指すと解される。それゆえ問題は、主として万葉集歌に見られる語句をいかに解釈するか、それらを撰取して詠む上でも、原拠に対する知識はいかにあるべきか、すなわち万葉語認識のあり方に関わっているのだと考えられる。これは、たとえば『古来風躰抄』において万葉抄出歌の連なりの中で、難解語としての「かひや」の論がなされていたのと軌を一にするものであろう。

次に、註の意味を読み直してみよう。「此事」とは、右に述べた標目の趣意を承けていると解したい。次に「悉く六百番哥合に見ゆ」と云われているのであるが、これは、事は六百番歌合の俊成判詞に説き尽されておき、すべからくその所説に依拠すべきであるという意味であろう。

しかし右の言説はやや問題を含む。なぜなら俊成の見解は六百番の判詞に尽きているのではないからである。細かく言えば、俊成には六百番から風躰抄へと至る認識の過程が存在していた。六百番のみに代表させ

るのは、必ずしも俊成の認識の全体を把える姿勢ではないことになる。定家の註記には右のような一面——強いて言えば俊成の認識のある面を削り落とすという一面——を指摘しうる。のちに見る「かはやしろ」の場合も同様であるが特に『古来風躰抄』への言及の見られない点は注意される。

またなおさらのこと定家は、俊成と顕昭の間で交された論争の過程にも全く触れることがない。顕昭はと言えば、論争史を通じて以下に見るような見地にまで達していた。すなわち、『顕昭陳状』の、二つの番いにおける「かひや」について弁じたあとの言葉に、次の如くある。

如此まで委しく申すべきにも侍らぬを、左右両方に此のかひやを詠じて、人々の異義も水火也。判者も殊に力を入れて沙汰し侍れば、存ずる事を申立之間、筆跡極めて見苦しく侍る歟。所詮、柴漬^{せし}けのかひやと、秋の山田の鹿の火の屋とを、慥かに尋ね明らか可侍也。異義相論は、末代ともなく、和歌の興隆以つての外に侍り。尤有興事也。

ここに見られる「異義相論」のもつ可能性への明るい信頼、あるいは実証への樂觀主義とも言うべき態度の意味を、俊成の態度との比較をも通じて明らかにすることは一つの課題であろう。しかし差し当り見ておくべきなのは、俊成—顕昭の論争の側面を切り捨てることによって、定家は、顕昭の言説に生き生きと示されている一つの視点を埋もれさせたこととなる点である。ここでも定家は俊成説そのものに深く同一化しようとする姿勢を崩さないのである。

ここで「かひや」をめぐる論の行方を辿ってみよう。清輔以降、『和歌色葉』中、『八雲御抄』第三枝葉部・虫部、同第四言語部・料簡言、『色葉和難集』卷四などには清輔の説が色濃く映じている。『正徹物語』は顕昭説を俊成説に対するものとして把え、

かびや・かひやは両説也。俊成は鹿火屋也。顕昭は、飼屋と申しける也。六百番の訴陳に見え侍る也。
の如く「両説」として共々価値を認めており、清輔・顕昭らの説は命脈をなお保っている。

一方『歌林良材集』下には、

古来風體抄にも此事くはしく侍り。又顕昭法師は菘をかふやといふ説を申侍り。俊成定家は是を用侍らす。(統群書類従卷469 17輯下による)とあり、定家の扱ひとった道筋はようやく定着するかに見える。さらに後代、「かひや」を特に取り上げて考証を試みた土肥経平は、その著『かひやかした』(内題による)⁽¹⁹⁾ 卷末識語の中に、全幅の信頼を置いて依拠すべき説として、

とにかく俊成定家卿の注したまへる説こそ何れにもかなひて上なき説といふべき、たゞに仰而可信者也
のように記しつけており、定家の敷いた道筋は遠く近世にまで続いていることになる。

定家による短い註記は、以上のような展望の中で見るとき、その位置が明らかになってくると思われる。

(3) かはやしろ

△かはやしる▽は、俊成段階においては極めて論争的な話題に満ちた△難義▽であった。当の論争史については、松野陽一氏による詳細な整理がある。ところで私たちの目になっている「かはやしる」は、論争の季節の遙かのち、定家によって一定の編集意図のもとに録されたテキストである。いまこのテキストを読む上での課題は、一つに、かつての論争史に、当該記事をどのように参与せしめるかであり、もう一つは、編録者―定家じしんの認識の様をいかに窺うかである。

「かはやしる」部分は仔細に見ると、さらに四つの部分に分かれている。順次ときほぐしてみたい。

①「頭中将資盛朝臣歌合」の俊成詠と判詞

四つのうち第一の部分は、最初に「亡父所詠哥」とある。むろん定家の記したものである。次いで「頭中将資盛朝臣歌合」「題五月雨」、一番の歌、左・左大将(実定。林下集・夏・五月雨76)、右・入道(俊成。家集不見歌)ならびに俊成の判詞を載せている。これは全貌の知られていない同歌合の残存資料として重要で、特に同歌合の判者が俊成であったことや、冒頭の番いの全形を確認しうるのは貴重である。⁽²⁰⁾ いま必要なのは、「河社」は具体的な作品の中でどのように用いられているか、そして自詠への批評を通して俊成は「河社」をどのように理解しているかを見ることである。俊成歌は次の通り。

さみたれはくもまもなきを河社いかに衣をしのにほすらん

これは「河社」論争の発端とも言うべき貫之歌、

河やしるしのにをりはへほす衣いかにほせはかなぬかひさらん

(貫之I406、新古今集・神祇1915)

を撰取している。「さみたれは」の歌は、趣向においては、踏まえている貫之歌と同様、滝を衣に見立てるもので、五月雨の空のもと、盛んに滝が流れ落ちていく様を、日の差すはずもないのにどうして衣を干しているのかと、もどいた歌である。

俊成の判は終始「河社」に関わっている。「河社」の意味は定かでないこと、夏神楽説もあるが、今の歌の場合、夏神楽をよんだものとも見えないことを云い、

但これ愚老所詠に侍けり、さためてひか事にも侍らん、又おもふ所あるにもやあらん、たとひこの事いかに侍にても、河柳哥かつに侍へし

と、一番左でもある実定詠に勝を与えている。もとより判詞では語義そのものを積するのが主目的ではないから、俊成は自己の「河社」説を具体的に明示していない。と言うより、右に引いた部分はやや意味深長で、「河社」について未だ定見を持ちえていないので慎重に断定を避けているとも、自説の程を婉曲的におぼめかしているとも取れる。確かに「おもふ所」は明言されていないのである。しかし論旨を辿ると、「河社」は必ずしも夏神楽と同一ではないとする認識が実作をもって示されているという点は指摘しうらと思う。この認識は後年『六百番歌合』の判詞で示される俊成の見解と符合するものであり、それがこの時点――寿永元年を下らない段階――⁽²¹⁾で既に見られることは注意される。

②「六百番歌合」の「河社」と俊成判詞

定家は「河社」にまつわる、恋九・十九番寄衣恋、左顕昭、右家隆(勝)の番、難陳、判詞の全文を直接引用している。①と合わせて俊成の見解に接することになる。もとより定家の意図もまた、「河社」に関する俊成の二つの言説を並べ置くところにあつたであろう。さて①から建久四年(1193)のこの時点まで、約十年経過したことになる。この度は難陳の媒介もあつて、「河社」説は一段と詳細かつ積極的に展開されている。俊成説の内容については既に松野陽一氏により、『古来風躰抄』との関連、顕昭説との対比、論争の経緯を含めて綿密に整理されており、問題の在りかを知ることができる。⁽²²⁾

いま読んでおきたいのは、①の言説を考慮に入れながら、一つは「河社」の語義の面、もう一つは「河社」の語と具体的な表現との関わりの面が、それぞれのように説かれていくのである。まず第一の面。眼目は次の部分であろう。

先河社ヲをして夏神楽といふ事、夏も神楽をせん事かたかるへからす、但、河社のまへにて夏神楽をしけるなるへし

「河社」すなわち夏神楽、とする陳弁(顕昭の)に対する批判の言葉である。趣意は、夏に神楽をする事もないことではないはずだ。しかしそれは「河社」とは別であり、「河社」の前で夏神楽をしたということなのであろう、というものか。先に見た①の言説に較べると一歩進んで断言的である。

ついでに言えば、現行の『六百番歌合』の本文と右の条りのそれとに

は注意すべき違いがある。すなわち右の「夏神楽といふ事」と「夏も神楽をせん事」の間に、現行六百番の本文では次のように字句が加わっている。

夏神楽と云ふ事は、僻事也。夏神楽と云ふ事、可然。夏も神楽せん事……

傍線部をもつことにより、この部分の断言的な響きは一層強まることになる。『かはやしろ』諸本は右の部分を欠いており、明らかに現行六百番の形と対立している。むしろ『かはやしろ』における単純な誤脱と考えられぬでもないが、むしろこれは、両本文の対立、ひいては俊成段階における二種の本文の存在、という可能性をも含む異同であり、軽視すべきではないと思う。先に少し触れた点(2節)とも合わせて注意しておきたい。⁽²³⁾

但し「響き」は微妙に異なるにしても論旨まで相違しているわけではない。従って先程読んだこの条りの論旨、ならびに当の論旨が①からやや進み出ている点に変わりはない。

では①と②との間に、論理の進展とも見られる推移が存在することをどのように評価すればよいか。素材に考えれば、①の段階では「河社」の語義に関して不確かな見解しかもちえていなかったが、②に至って認識は深化して一つの確信にまで達した、という解釈が成り立つ。しかし先程述べたように①の言説自体「意味深長」で、二様の読みが可能であったのに応じて、ここでも右の解釈に加えて、次の如き解釈も成り立つはずである。すなわち、①では自説——一定の理解の水準に達していた

——を敢えて表現しなかったが②では婉曲的な装いを捨て去って明言するに至ったというように。俊成の認識の推移した様を如実に意味づけることは最早不可能かも知れない。真相はいずれであったにせよ——論者としては後者の解釈を採りたい、と思う——確認しておきたいのは②の時点において「河社」の語義に関して、一つの△説Vと呼ぶにふさわしい内実を備えた見解が論証的な方法で明示されている点である。

ところでここで云う△説Vは歌中に見える特定の歌語に関わるものなのだから、△説Vはそれじしんで自足すべきものではなく、必然的に、△説Vに基づいて当の歌語を表現の中でいかに取り用いるかという次元の問題と密接に結びついている。俊成は直接には顕昭の△説Vを難ずるが、それ以上にいま述べた、△説Vと表現の関連についての認識を厳しく論難している。以下、俊成の立場に近接した視点でその論理を追ってみよう。

まず、右方の「しのおりはへといふ本哥いかに見してよみたるにか」という難を承けて俊成は、「此事の」すなち顕昭詠に見える「河社」の「本哥」として、貫之集歌二首を挙げる。うち特に問題になるのは、先にも掲げた「河社しのおりはへ」の歌である。俊成によれば、顕昭詠は、この歌の「しのに」「おりはへ」「ほす衣なぬかひ」(す)という表現を誤解した△説Vに依拠して作されており肯んじ難い、ということになる(個々の論点ならびに顕昭説との対立点については松野氏参照)。

すなわち「しのに」「おりはえ」は共に万葉語であり、作者の貫之じしん万葉的表現を意図的に撰取しているのだが、顕昭はそれを理解せず、

たとえば「しの場合、夏神楽に用いる祭具という実体、に直結させて理解している。これらは、作者の表現意図への無理解に基づくものである。のちに俊成は『古来風躰抄』において右の点を把えて、次の如く記しており、論点の在りかを知ることができる。

貫之は、万葉集の言葉に付きてよみて侍を、かやうに心得申なすを貫之見侍らば、いかにをかくも奇恠にも思ひ侍らまし。

一方「ほす衣」は見立ての趣向であって、これについても、実体としての衣から、さらに進んで「ぬれきぬの心」すなわち暗喩的表現まで読み取るのは逸脱である。貫之的な比喻の方法とその位相を踏まえるべきである。また、「なぬかひ」(す)は「ひさしくひぬ事をいはんため」の文彩であり、「ぬれきぬ」の語脈とは區別して一つの「哥の習」として理解すべきである。

このような「河社」歌についての在るべき理解——俊成の意図する——に照らすと、顕昭詠の表現は次のように批評されることになる。

但今恋衣ヲ河社にいのるよしを初てよみて、しるしも浪にと詠せるこそ遺恨に侍めれ

すなわち、もとの貫之歌には本来読みとるべくもない「恋衣」の意を詠み込み、当の濡れ衣を晴らす為に「河社」に祈るといふ全く新しい趣向を立てて、(もとより在るはずもない)験しが得られぬことを浪にかこつ、と続けているのは無念なことだというわけである。

以上のように読むとき、俊成の論難の眼目は、古歌を撰取する際の態度に関わるものであって、依拠すべき古歌が自ずと担っている表現上の

特質——用語の歴史性、作者の意図、微細な文彩など——を正確に認識すべきことを説くところにあると理解される。「河社」の語をめぐるハ説Vの主張は、根柢において「河社」の歌についての深い理解を求めるといふ態度に裏打ちされているのである。この場合の古歌は差し当り貫之歌であるが、⁽²⁴⁾見てきたような俊成の言説は、万葉の古歌に対する厳密な理解を求めていた「二八四事」「かひや」における言説と態度において深く共通するものがあると思われる。

③ 今一首の俊成「河社」詠

小稿の底本に用いている定家筆本の模写本・鷹司本によると、②の六百番歌合俊成判詞の引用部分の直後四行は、心持ち(半字程)高く書写されている。この部分は、前後と区別して一纏まりの記事と把えるべきだと思われる。内容は次の通り。

諸社に百首哥よみてたてまつりし時、五月雨哥、賀茂社、

さみたれはいはなみあそふきふね河 河社とはこれにそ有ける

載せられているのは、歌の前の記事にある通り、俊成『五社百首』中の一首であり、①に所引の歌と合わせて俊成の「河社」を詠み込んだ例歌である。この歌の詠作年次を『五社百首』の序文に云う「文治六年春」(四月一日、建久元年に改元)として考え、⁽²⁵⁾俊成の事蹟における先後関係を言えば、①の詠より約八年後、②の言説に先立つこと三年の詠であり、時間の上からは①・③・②の順ということになる。

『かはやしろ』のこの位置に右の詠を例示したのは、むろん定家であるが、時間の順序を違えてここに据えた理由は何であろうか。それを問

う前に、この歌を読み直しておこう。

この歌は、左に示す貫之のもう一首の「河社」歌——六百番歌合の判詞中に並べて引かれていた片方の歌——を踏まえていると考えられる。

行水のうへにはへる河やしろ かは浪たかくあそふなるかな

(貫之I 473)

俊成歌の第二句「いはなみあそふ」は右に云う「かは浪たかくあそふ」に通い合っている。俊成歌の上句で提示されているのは、五月雨を受け「いはなみ」も一段と高く「あそふ」貴船川の情景であるが、その様を見て「河社」とはこれであったかと、作品内主体は驚きの声をあげる。当の驚きと発見の声は同時にまた作者俊成のものでもあろう。俊成は作品の中で「河社」について一つの確信が得られたことをやや古風な身ぶり(これにそ有ける)で語っているとも言えよう。

さて先程の問いに戻ろう。右の歌は何故ここ③の位置に記されているのか。単に俊成の例歌が添えられているだけのこととして矛盾なく見過すことはできない。やはり定家の編録意図を考えるべきであろう。定家は①・②における俊成の河社ハ説Vを踏まえ、敢えていま一首、俊成の「河社」歌を追加しているのである。しかも俊成歌の内容は、いま読んだ通り、「河社」の何たるかにつき新たな発見があったことを伝えている。③は自ずと④の記載とも関連していると思われる。

④ 「密々」の説

鷹司本は、前項③を記したのち二行分程空白を置き、改訂して、「河社」に関する最後の記事④を書いている。つまり、④の部分を特別視す

るかのような書写型式をもっている。この型式もまた前々の場合と同様、原態の保存されたものと見ることができるとすれば「密々に」以下の記事は定家によって特別の意味を担うものとして意識されていたことになるであろう。その内容を読むと、

密々に被申含しは、

河社、河のいはせにおちたきつをとたかく、しらなみゝなきりて、
つゝみ^鼓などのやうにきこゆる所を河社といふ也

の如くあり、前段までの所説とは明らかに別種の趣を見せている。相違点を言えば、ここにおける「河社」は、水音の高く湧き立つ場所とされていることである。①の俊成歌の表現自体もそうだが、①・②の俊成説は惣じて「河社」に視覚的な映像を認めるものであった。しかし右の説ではむしろ聴覚的な映像をもつものとして云われている。「鼓」の譬えをも借りながら、「河社」とは水音が高く響き渡る場所であることを強調しているのである。ここには「河社」についての新たな解釈が示されていると言つてよい。

しかも、「河社」はすべからく右の見解をもって解釈しうると述べているかに見えるのは注目される。すなわち、先に一部参照した(2節)匣房歌を例示しつつ、

江帥匣房卿

かはやしる秋はあすそとおもへはや浪のしめゆふ風のすゝしき

といへる、この心也

と述べている。白浪と風にも秋の気分が漂っていると云う右の歌に、

「この心」つまり水音の響く場所の要素をも併せて読み取るのである。さらに続けて「彼貫之集二首も、この心さらにたかはすや」とも云っており、「河社」の原拠とも言うべき貫之集歌にして既に聴覚的映像を加味して読まれた歌と解すべきであることを説いている。

さらに、以上のような説を、秘説を語る際の口振りで提示している点にも注意したい。この点は、先程引いた④の冒頭部分の言葉「密々に被申含しは」の中にすでに色濃く現れているが、さらに右の語句を承けて末尾に

此事、作本文の不善の物共ニ心つけてよしなかるへし、きかすまし
きよし被秘申し事也、更不可口外

と記していることによつて、一層端的に知ることができる。先程見た説を、秘して洩らすまじきものとしてしているのである。この秘説的口振りあるいは身振りは、必ずしも『かはやしる』全体を覆う傾向ではない。むしろ他の箇所には見られず、ここ④にのみ特徴的に現れている。

以上の通り④には、「河社」に関する新解釈とも呼ぶべき内容と、秘説的な口吻との二側面が認められる。一体これらの側面は何に由来するのかを問うべきであるが、その前に、そもそもここに伝えられている説——密々の説(以下このように呼ぶ)——は誰のものなのかを考えてみたい。この問いは一見単純に見えるが、以下に述べる通り、少し丁寧に検討すべき点を含んでいると思われる。

①・②・③の連なりで順当に考えれば、密々の説は俊成のものということになる。たとえば夙く『歌林良材集』下「河やしる事」に、貫之集

の「河社しのおりはへ」を掲げて、

右、河やしろといふは、俊成卿説に、かはの岩瀬に落瀧つおと高く
白波みなきりて、大鼓などの様にきこゆる所を云也、

と記している。これは明らかに先程見た④の記載を直接参照したものである。傍線部の通り、筆者一条兼良は当の説が俊成説であることを疑っていない。

ここで2節の本文異同の検討で得られた知見をも介在させつつ考えてみよう。既述の通り、「乙」の特徴を備える類のテキストには、④の冒頭「密くに」の前に、「庭訓」という語が記されている。この語が加わることによって「密くに」以下の言説は、俊成から定家に伝えられた八庭訓Vである旨が示されることになる。この「庭訓」の語は、先に検討した通り、定家自ら記したものと考えられるから、定家にとっての庭訓の意味を考えるなら、当然ながらそれは俊成の訓えを指すはずである。従って密々の説は、俊成の口授したものであることはいよいよ動かないことになろう。

しかしながら、右のように考えた上でなお細かく問えば、直接定家に語り伝えたのは確かに俊成であったにしても、密々の説の内容自体は誰のものなのかについて、次の二つの場合を想定しよう。

- (1) 語り手と同じく説の内容も俊成のものである。
- (2) 語り手は俊成であるが、説の主は基俊である。

この二案を④の文体に則して敷衍すると、(1)の場合、冒頭に「密くに被
申含しは」、末尾に「……よし被秘申し事也」と語っているのは定家で

あり、間に記されているのは俊成の説となる。そして最末に「更不可口外」と記して秘説たることを確認しているのは定家じしんであることになる。一方、(2)を採れば、「被申含し」「被秘申し」と敬語を用いて語っているのは俊成。「申含」「申」の主体は基俊で、内容は基俊説。「更不可口外」は俊成による付加的な一文であり、秘説として口外を禁じているのは俊成である。定家は以上の如き「庭訓」を直接話法的に記述した、ということになる⁽²⁶⁾。さて(1)・(2)のいずれを採るべきだろうか。④を把える上での前提に関わる事柄であるゆえ、少し細かく考えてみよう。

(1)については、今しがたもつとも順当な説であるとして述べた。ところで(2)の可能性を夙く示唆しているのは契沖である。その著『河社』の冒頭条はまさに「河社」をめぐる考証であるが、当面の問題点に触れるものとして特に見ておきたいのは、『河社』の方ではなく、同書の記事と密接に関連している『契沖雑考』第三帖の、次の記事である。⁽²⁷⁾

一河社の事、六百番頭昭哥の難陳、俊成卿の判詞に委し。俊成卿相伝の心を釋してよまれたる哥に

五月雨はいは浪あらふきふね川かはやしろとはこれにそ有ける
されは夏神楽に決定せられたるを、ともに証哥とせる

かはやしろしのにをりはへほす衣いかにほせはかなぬかひさらん
といふ貫之の哥、六帖に冬神楽部に載たれば、金吾に伝られたる説もこと／＼は信じかたし

契沖は、河社すなわち夏神楽、とする解釈を俊成説と結びつけているが、この点は先に吟味したような——今日の理解に立脚すると——従え

ない。しかし注目したいのは傍線部の如く、俊成の説は基俊から相伝した説であると解している点である。契沖は、④の部分の解釈においては、まさに先程の(2)の読みを採っていることになる。

関連して言えば、契沖の考証にはもう一つの示唆が含まれている。すなわち、③の「河社とはこれにそ有ける」と自己確認の身振りを詠み込んだ俊成歌を、「相伝の心を釋して」よんだ歌——基俊から相伝した説の趣意を実作品で解き明かした歌——と述べている点は重要である。これは、③の俊成の歌と④の論旨とは相互補完の関係にあることを指摘するものであって、③の位置に俊成詠が特に置かれている——先程述べた通り、敢えて時間の順序に拘らずに据えられていると見える——ことのも理由をも説明するものとして興味深い。(1)・(2)いずれの場合が正しいにせよ、右の指摘は認められるべきであろう。

さて契沖の示唆を容れて、再度④を読むと、『かはやしろ』中の他の箇所とは異質とも見られる諸点、すなわち、秘すべき説である旨の強調、敬語表現(28)(そして鷹司本のやや特殊な書写型式をこれらに加えてもよい)などに、④の語り手ないしは筆録者による特別な配慮を窺うことができる。これらの諸点は、④に伝えられている密々の説こそは格別の由緒を持つ説であるとする(俊成・定家の)意識の反映であると解されるであろう。そしてこれらは密々の説が基俊の説であることに由来するものであると考えると、もっともよく了解・納得されるのではなからうか。言い換えれば、右の諸点は密々の説を基俊説と見做す案、すなわち先の(2)を採る上での有力な傍証となるのである。

こうして基俊説である可能性は確かに存在するのだが、一方、先述した通り、最も順当であるかに思われ、かつ夙く兼良らも認めている俊成説を、果して否定しうるだろうか。ちなみに、基俊説への有力な示唆を提供していた契沖においてすでに微妙な説の揺れが見られる。すなわち『河社』においては、『契沖雑記』と同様に③の俊成歌を掲げるものの、論点は異っており、

彼卿の河社をこゝろへたまへるやうを釋し定められたる哥なり

の如く、基俊説ではなく、むしろ俊成じしんの見解であるかのよう
に記しているのである。そこで改めて批判を加えてみると、テキストの
内部にはなお問題にすべき箇所が存在しているようであり、それらを繋
ぎ合わせると、俊成説あるいは(2)の文脈に従った読みは必ずしも決定的
ではなく、むしろ幾つかの疑点すら見出しうる。以下、問題点を列挙し
てみよう。

(イ)密々の説が基俊説であるのなら、テキスト中にその旨を指示する何ら
かの記事が存在してよいのではないか。強いて言えば、たとえば定家が
基俊説を指す場合に用いる「師説」などの指示が見られてよいのではな
いか。その種の明徴の無い点は(2)を疑う根拠の一つとなろう。

(ロ)先引の一文「彼貫之集二首も、この心さらにたかはすや」のうち、
「彼」字に着目したい。「彼」(の)二首とは、②に見られる貫之集歌を
指しており、当然ながら『六百番歌合』をめぐる論争の経緯をも踏まえ
た意識で用いていると考えられる。基俊がこうした用い方をするのは不

自然であり、むしろこれは俊成の言辭と見るべきではないか。

(イ)「作本文の不善の物共ニ」「きかすまじきよし」を云うが、特定の對象(人物)を想定して基俊自らがこのような口つきで語るのには不自然か。

「河社」の問題と結び合わせて、「作本文」「不善」などの非難を含んだ言葉をもって呼ばれる対象を考えるなら、直ちに六百番歌合における顕昭が想起される。「夏神楽の譜」の存在することを主張する顕昭に対して俊成は、その「証拠」の程に深く疑念を呈したのであったが、この場合の「作本文」「不善」なる言辭も六百番歌合における俊成の論点と重ね合わせて読むことができるのではなからうか。その際「物共」とは直接には顕昭を、ひいては(既に『奥義抄』において「夏神楽譜」に触れている)清輔を指すことになる。ともあれ俊成の、他家一六条家に対する強い対抗意識の反映した言葉として読むことができると思う。

(ニ)『かはやしろ』中の他の二項には、何らかの形で記載者一定家の影が見られる。仮りに(2)であった場合、本項(①④)は全文引用から成ることになり、定家の関与を伝える痕跡は消失する。それは形式上、文体上、他の二項と比べて異例であり、『かはやしろ』中の記事としてはやや不安定になるのではなからうか。従って、何がしか定家の影を読みとることになる(1)の案を採るべきではないか。

こうして、密々の説＝基俊説に対する疑点、さらに進んでむしろ俊成説を採るべきかと思われる理由を少なからず見出しうるのである。結局、密々の説は差し当り俊成によって語られた説ではあるが、その出所、すなわち本来基俊説に基づくものなのか、それとも俊成じしん唱え出した

説なのかは、今のところ——取り上げた諸点を無視せず、それらの含み持つ可能性を勘案する限り——決着をつけ難いということになる。

但し一点だけ銘記すべきことがある。それは、仮りに基俊に発する説であったにしても、④の記載そのものがすでに伝えていよう、密々の説の趣旨を、俊成じしんは、依るべき自説として採用し重んじていた点である。右の如き意味でなら、密々の説はまさに俊成説に他ならないと言えよう。この点を重視するなら、次に要請されるのは、密々の説の出所やその持主に関する蓋然性を詮索する所から一歩進み出て、新解釈とも見られる密々の説の内実そのものを、俊成の認識と緊密に結び合わせて読み直すことではなからうか。

そもそも問題の説は「河社」に聴覚的映像の要素を強く読み取る説であった。契沖の示唆している通り、③の俊成歌——文治六年(＝建久元年)時点ですでに詠出されていた——には早くもこの説の趣意が意識されているかに見える点は重要である。この点と合わせてさらに俊成の「河社」認識を追うと、六百番歌合から古来風躰抄へ至る過程に一つ問題点を見出しうるのではないかと思う。

ここで松野陽一氏の重要な指摘を参照しよう。問題点を明確にするために、当面の件に関わる同氏の指摘をやや具体的に辿ってみると、次の通りである。²⁹⁾

『古来風躰抄』には六百番歌合の判詞段階には見られない新たな要素が書き添えられている。「瀧」をめぐる記載はその例である。風躰抄における貫之集歌に関する記事を見ると、六百番判詞に比して「屏

風歌との関係がより明確にされ、『瀧落ちたるところにて夏神樂したる』ありさまを歌にしたのだ」と解釈されている。これは顕昭陳状が『瀧』のことを指摘しているのに対して「以前からこう考えていたという態度の提示の仕方」で応えたものである。この点は俊成の姿勢に関わるものであり、俊成じしん顕昭陳状を「実は見ていながら見ぬふりをし、顕昭の反論を無視する態度にでた」ことの現れと考えられる。松野説の鍵になるのは「瀧」の要素であり、当の要素が風躰抄の「河社」説の中で特に強調されるに至るといふ点である。先回りして見通しを言えば、右の要素に関連して松野氏が説く俊成の姿勢と、いま検討しつつある密々の説にみられる俊成の「河社」認識とは深く関連しているのではないだろうか。

問題点を敷衍してみよう。松野説を検証してみると、確かに風躰抄では「河社」説に関連して「瀧」の要素を強調している箇所が幾つか見える。すなわち、万葉抄出歌群中、「秋の穂をしのに押し靡み置く露の」の歌の「しのに」に関連して「河社」説を展開している中に、
(イ)かの「布引の瀧」などいふやうに、瀧の水の常に落ちたるを、「いかに干せばか七日干ざらん」といへるなり。
(ロ)かの四季の御屏風に「夏」瀧落ちたるところにて夏神樂したるを、そのありさまをかくよめるなるべし。

とあり、さらにもう一箇所、
い如し神聞ゆる瀧の白浪のおもしろく君が見えぬこのころ

瀧をば、かくこの集にも「神の如」などよみたれば、河社も瀧ある

川上にてするなるべし。

の如く見える。これら「瀧」の強調とも見える言説は、一面で「布」の喩をも引き出すところの、瀧の視覚的な映像を指摘したものと考えられる。しかしそれと同時に、——たとえば(イ)の例に特に示されているように——瀧の水音・響き、すなわち聴覚的映像の側面に着目し、これを強く読み取ろうとする言説である、と理解される。そうだとすれば、これらの言説は④の密々の説と認識の上で極めて近い関係にあることになるだろう。松野説と結び合わせて言えば、俊成は六百番歌合の判詞、さらに風躰抄の著述へと至る過程で「河社」と「瀧」の要素とのつながりに関して微妙なニュアンスの相違を含む言説を提示しているが、そうした姿勢の背後には、④に見られるような「河社」認識が介在していたということになる。言い換えれば、密々の説は「河社」論争史の過程と深く関連していたと考えられるのである。

但し注意しておきたいのは、密々の説は単に論争上の戦術あるいは方便として、たとえば風躰抄の時点で案出された「秘説」であるとは断じられないという点である。なぜなら、述べたように、密々の説は旧く基俊へも遡りうる説である可能性を依然として含んでいて、その出所についてはなお検討を要するからであり、同時にまた、俊成じしん実際の表現行為を通じて、比較的早く当の説の内実について自覚するところがあった(③の歌)とも考えられるからである。

さて④をめぐる以上の検討はすべて俊成の認識、俊成の状況に関わる

ものであった。ここで視点を変えて、定家の問題として考えてみよう。その際、問題はほとんど次の短い一文に絞られる。

更不可口外

この言辭は俊成のものとも、定家自ら付記したものとも解釈しうること、そしてなおいずれとも決しきれないことは述べた通りである。しかしいずれであったにせよ、右の字句を書きつけることによって定家は、④に語られている解釈を、単なる一つの言説以上の価値を担った〈秘説〉として、確認し受け継いだのである。ここでも定家は寡黙であって、〈秘説〉を記述するという枠を越えて私見を露わに敷衍・展開することをしない。

ちなみに定家自筆になる天理図書館蔵本『奥義抄下巻餘』の「河社」の項、清輔の「答云」の項には、

河社ニ／有秘藏／事／不注

と註記が施されている。³⁰もとより同本の書写者である定家自ら書きつけたものであるが、これは定家じしんの見解に基づくものか、或いは他者の勘註を保存したものに過ぎないのかは、同本の他にも見える頭書類と併せてなお検討すべきである。しかし、ことさら秘藏の事すなわち秘説に類する所見の有ることを云い、しかも敢えて注さないと註している言辭の中に、先程の④に見られた定家の記述態度と同質のものを読み取りたくなる気持を抑えるのは難しい。仮りにこれを定家の自記になる勘註と見做して、さらに臆測を拵げると、この勘註の記されている箇所が、清輔の「答」の中に引用されている貫之集歌「行水のうへにいはいはへるか

はやしろ／河なみたかくあそふこゑかな」を書いた二行の頭である事實は、特に意味深長であるように思われる。すなわち、密々の説に従えば、貫之集歌二首にもすでに聴覚的映像の要素が含まれていると解さねばならないのであるが、二首のうち就中下句に「河なみたかくあそふこゑ」と詠んでいる右の歌は、密々の説にとっては有力な論拠であったはずである。このように考えると、右の歌と勘註の施されている位置とは深く結びついていたことが推測され、ひいては「秘藏事」とは、④に云う密々の説そのものを指しているのではないかとすら想像されるのである。ともあれ定家は自らは多くを記さず、ひたすら〈密々の説〉を忠実に継承する方法を選んだのである。

4 俊成の認識・定家の対応

「かはやしろ」部分を中心に、「かひやか下のかはつ」「郭公歌二四八事」と、項目毎に——実際には記載の順序とは逆に——内容読解を試みた。この間、それぞれの〈秘藏〉に関する俊成の認識の様を——たとえば「かはしろ」では、四つの部分を追いながら、「河社」説の展開の様をも——窺うことができた。あわせて、俊成説に対する定家の対応の様にも触れたいと思う。但し、所収三項目の記事はむしろ断片的で、それぞれ相対的に独立しており、一貫した論理展開がなされているのではない。従ってここから直ちに俊成・定家の認識像とも言うべきものを抽出することはできない。しかし述べたところに基づきながら、〈秘藏〉に対する両者の姿勢、特に、〈秘藏〉と実際の詠作との関係をめぐる両者

の姿勢について、少し考えてみよう。

俊成にとって△難義▽に関する知識は実際の詠作や批評と直接結びつくものであった。「二四八事」の説では、取り用うべき古歌についての正確な知識が問題であった。「かひや」「河社」は具体的に作品に詠み込まれた△難義▽をめぐる論争であり、それらについての認識の深さが問われていた。特に「河社」では、自詠二首の背景に多くの思慮と判断が介在していた。つまり俊成は実際の表現行為や作品を通してこれらの難義に深く執着しなければならなかったのである。その意味では、俊成とたとえば顕昭とは同じ次元に立っていたとも言える。両者の間で論争が成り立ちえたのも、△難義▽と実際の詠作とが無縁のものとは扱えられてはいなかったことに因るのだと言えよう。

一方、定家の場合はどうか。たとえば「河社」自体の用例を定家の作品中に見出すことはできない。問題の多い△難義▽を実際の表現行為や作品に介入させず、別途の次元のものとして扱っていたようにも思われる。ちなみに契沖は『河社』の中で定家詠、

大井河かはらぬるせきおのれさへ夏きにけりと衣ほすなり

(内裏名所百首・夏／拾遺愚草上1221)

を例示して、

これも持統天皇の御哥を取たまへる上に、衣ほすとは浪をのたまへるは、父の卿の心なるへし。

と記している。白浪を衣ほす様に見立てる喩を認める点や、それが先に見た俊成説——この場合、視覚的映像に力点を置いて読むことになる

——と背馳しないと解している点はいとしても、果して定家じしん、特に「河社」を詠み入れているわけではない右の歌に、どれだけ俊成の河社説を意識していたか、不確かである。むしろ河社説とは区別して読まれるべきではなからうか。⁽³¹⁾

但し「河社」の語は無いにしても、先掲の貫之集二首に関連するかとと思われる例を見出すことはできる。⁽³²⁾ また定家においても、難義についての知見と詠作とが微妙な接点をもつ例(「河社」ではなく「稻負鳥」の場合)のあることについては久保田淳氏に指摘がある。⁽³³⁾ 従ってこの問題はなお細かく検討すべきであり、⁽³⁴⁾ 性急な一般化は控えなければならないが、今は「かはやしろ」に見られる定家の関与の在り方を通して、次のように言うことはできるのではなからうか。

『かはやしろ』における定家は、ひたすら引用し記述する者として姿を見せる。言わば律義な筆録者の立場に自らを限定しているのであるが、そのような関与の姿勢をとることによって定家は明確に一つの道を選択していることになる。すなわち俊成の言説を詠作の次元からやや引き離して、△説▽の次元で受容し継承して行く道である。見方を変えればそれは、詠作の現場との関連をやや失いながら△説▽の側面が独り立ちして次第に△説▽として自己純化して行く過程と捉えることもできよう。こうした△説▽への傾斜という事態は、先に指摘した通り(3節(1))すでに俊成段階において現れていたと思われるが、定家はそれに明確な形と方向を与えたと言うことができる。

さて以上のような編録態度で濾過されることによって、結果的に『か

『かはやしろ』は顯昭の語っていた「異義相論」の「興」をやや喪失して一段と八説Vとその継承という性格を色濃く帯びるものとなる。一面で『かはやしろ』は精彩を欠く記述の様相を示すことになるが、逆に言えば、基俊・俊成・定家における八説Vの継承の問題、八秘説V的なるものの形成の問題を深く包み持ちながら私たちの前に存在しているのである。

5 「追注付」の意味

以上の読解を踏まえて、再び書誌の問題に立ち戻ってみよう。

差し当り問題は二つ存在する。一つは、検討してきたような内容を備える『かはやしろ』が、付載本の形で『僻案抄』に添えられた理由は何か。もう一つは、『かはやしろ』は『僻案抄』伝本の分類論・系統論にどのような示唆をもたらすかである。本節では第一の問題を考えてみたい。

『かはやしろ』に単独本・付載本の二形態あること、そしていずれも定家の手を経たものであろうことはすでに述べた。では定家はなぜ『かはやしろ』を付載したのであろうか。むろん本質的な理由は、述べてきたような『かはやしろ』の記載内容と定家の編録態度そのものにあるが、ここで言うのは、付載させるに至った具体的な契機であり、それを書誌的に明らかにできないだろうかという問いである。

手懸りを『かはやしろ』の端作りの註記に求めてみよう。先にも触れた通り、付載本の端作りには、「かはやしろ」とある他に、「追注付」三

代集無之」の註記が見られる。その意味は、『僻案抄』で扱う三代集についての註記とは別に、三代集に所見の無い事項につき、追って注し付ける、というものである。註記の趣旨と『かはやしろ』の内容とはまさしく照応しており矛盾は無い。問題は、追って注付したという時点は何時か、その際『かはやしろ』が結びつけられる必然性はどこにあったのかである。前者の疑問に答えるためには『僻案抄』自体の成立に関する明確な解答を示す必要がある。しかしそのためにはなお多くの論証を要するであろう。ここでは専ら後者の問いに絞って考えておきたい。

『僻案抄』の後に『かはやしろ』が付載された理由を、『僻案抄』内部に探ってみよう。

最初に、問題解決の直接的な徴証となるものではないが、注意すべき記載に触れておきたい。それは、右に述べた註記「追注付」に類似する註記が『僻案抄』にも見られることである。すなわち、前稿で取り上げた一類本の古今集の註のうち、

わが門にいなおほせとりのなくなへに／けさふく風にかりはきにけり
(秋上・208)

の「いなおほせとり」をめぐる註の中に見られる⁽³⁵⁾。註文はやや長文で、前半・後半に分かれている。前半で定家は、「いなおほせとり」すなわち「にはたゝき」とする自説を述べるが、後半では安芸国へ下向した好土の実談をも交えながら自説を敷衍している。その後半の始まりの部分に「後年追注付」(同類本の他本には「後年に追注付」とも)の註記が見える。

この註記は他類本の本文には見えない⁽³⁶⁾。これによって後半部分のちに

付加された追註であること、言い換えれば、少くともこの註においては付註作業に二段階あったこと（もっとも後半部分の末尾には行間書入もあって必ずしも二段階に止まるものとも言えない）を知りうる。もとよりこの註記と『かはやしろ』の端作り註記と同一時点に成るものと、直ちに言い立てることはできないが、互いに同一の字句を含んでいる点は注意される。すでに一類本に即して検証したように、『僻案抄』のテキストは単一、一様ではなく、複雑に定家の手が加わっていて過程的とも言うべき様相を呈している。いまの例「後年追注付」以下の註、ならびにこの註記自体にもそうした様相を見ることが出来る。一方、付載本『かはやしろ』の「追注付」の註記にもまた定家の一連の営為の一齣を読み取る事ができるのである。

端作り註記以外に、『かはやしろ』内部の記事と『僻案抄』の註文とをさらに照らし合わせてみると、一つ極めて注意すべき記事に出合う。『僻案抄』中に「河社」の語を見出しうるのである。もとよりこの語は三代集には所見の無い語であり、先に詳しく見た通り『かはやしろ』の中で専ら問題にされている。「河社」の語の見える『僻案抄』の註文と『かはやしろ』との関連如何が問われるはずである。問題の語は、すでに知られている一類本・二類本には見えず、のちに三類本と呼ぶことになる伝本の類にのみ見える。陽明文庫蔵本（近・243・22）により本文を示す。

除名^③之推量不足言事也

いにしへも契りてけりなうちはふきとひ立ぬへしあまの羽衣

（後撰・雜一・1113）

飛立ぬへしとは、任納言悦喜自愛の由也、
させる子細もなき事を不心得して、そのことなき除名人など疑たる、
いたつら事也、河社に空言をひたるてい也、

掲出歌は後撰集では、

庶明朝臣、中納言になり侍ける時、うへのきぬつかはすとて

右大臣

思きや君か衣をぬきかへてこき紫の色をきむとは

に対する返し（庶明朝臣）である。『僻案抄』はこの二首を掲出し、註を付している。註文のうち①は歌の趣意を記したものである。一見して明らかのように②は歌意そのものから遊離しており、要領を得ない。しかしこの不審は『奥義抄』の次の記載を参照することで氷解する。

これは庶明朝臣、中納言になれるとき、うへのきぬやるとて九条殿のよみたまへる歌なり。もし除名の人にてありけるが中納言になれるにや。官位をとくには、位にしたがひてころもをもぬがすることなれば、除名のときにはむらさききるべしとおもはざりしにとよみたまへるにや。（以下略）

（日本歌学大系本）

先程の②以下は『奥義抄』を直接参照して、同書に見える傍線部「もし」以下の説とそれに基づく解釈を批判したものであることは明らかである。ここで問題になるのは②の傍線部に見える「河社」云々の言葉である。『かはやしろ』を吟味した眼でこれを読めば、これが清輔・顕昭たちの見解を強く斥ける言葉であることは動かない。傍線部は、この種の解釈もまた「河社」における言立て同様、虚誕の説に過ぎない、とい

う意味であろう。「作本文の不善の物共」と軌を一にする言辭といふことになる。そうだとすれば、ここに「河社」に関連して右のように云う意識と『かはやしろ』に見られる意識とは同質のものであると解される。この点を重視すると、いま参照している『僻案抄』三類本に『かはやしろ』が付載されていることは、互いの本文内部に一つの深い連関あるいは必然性が存することの証左になるであろう。

問題はさらに『僻案抄』伝本の系統の問題に波及して行く。一類本・二類本の右と対応する註を参照してみよう。

・一類本（高松宮本）

飛たちぬへしとは、任納言悦喜自愛のよし也

・二類本（鷹司本）

飛たちぬへしとは、任納言悦喜自愛のよし也

除名推量不足言事也

三者の関係を、右の場合について整理して言えば、互いに「飛たちぬへし」云々の一文を共有し、二類本は「除名推量」云々の一文がつけ加っており、三類本では二類本の形の上に（傍線部③は三類本の諸本すべて、示したように、掲出歌の右、前歌の註文の末尾にある）さらに②の「させる子細も」以下がつけ加わった形になっている。⁽³⁷⁾右の異同は伝本分類上の目安の一つともなるが、いま注意すべきなのは、「河社」の語を含む②の部分——すなわち強い批判的な言辭——は三類本特有のものであることである。この部分は三類本成立の段階で付加されたものであることは認められるであろう。とすれば、先程述べた点と合わせて積極的に次のよ

うに推測することが可能となる。すなわち、三類本成立段階で②の言辭が付加されると共に、②の趣旨と通い合い、かつそれを補足するものとして『かはやしろ』が付載されたのであろう。三類本と『かはやしろ』の結びつきを裏づけるように、三類本諸本は例外なく『かはやしろ』を付載している。『かはやしろ』の端作りに「追注付」とあることの書誌的な意味は、以上の検討によって一部明らかになるとしてよいであろう。

但し、右の如く三類本に『かはやしろ』が付載された理由を推定しようにしても、三類本成立と同時にあわせて『かはやしろ』自体も筆録された、と断ずるのはなお早計である。なぜなら『かはやしろ』には単独本があり、その初源的な成立が何時であるかは未だ明らかにされていないからである。その上、『かはやしろ』の付載は三類本のみに見られるのではなく、一類本・二類本の一部の伝本にも同様に見られるからである。そこでこれらの次第を明らかにするために次に、『かはやしろ』の付載状況を『僻案抄』伝本の系統に留意しながら検討してみよう。右の作業は、伝本論への一つの示唆をもたらすはずである。

6 『僻案抄』伝本分類論への示唆

『僻案抄』の伝本には、すでに知られている二つの類の他に、さらにもう一類、他の二類には還元しえない類が存在すると思われる。この点については前稿で少し触れ、さらに小稿の前節では当の類を判別する際の目安の一つを示した。但し、三類を立てうるものの、各類の性格、各類相互の関係についてはなお検討すべきことが多い。そこで、いま検討

を加えつつある『かはやしろ』は伝本論にどのような示唆を提供するか考えてみたい。

前節末に記した通り、手懸りは『かはやしろ』の付載状況と、『僻案抄』伝本の三類との相互関係にあると思われる。その際「付載状況」にも二つの着眼点が必要とする。一つは、文字通り付載しているかないか、すなわち『かはやしろ』の有無を見ることである。もう一つは、付載している場合、その本文は、先に検討した(2節)二系統のうち、甲・乙いずれの類に属するかを見ることである。この二つの点に留意しながら付載状況と『僻案抄』伝本に見られる三類との関係を調べてみよう。

まず『僻案抄』の各類毎に、『かはやしろ』の有無を具体的に確認してみよう。前節で述べたように三類本は、いずれも『かはやしろ』を付載している。問題は主として一・二の二類の場合である。うち、一類本の伝本については前稿でひと渡り触れた。改めて『かはやしろ』の側から眺めてみる。この類に属する(今のところ知りうる)九本のうち付載するのは、慶応大学斯道文庫本一本(伝二条政嗣筆本)、志香須賀文庫蔵本(日本歌学大系別巻五所収本の底本。大系本による)、中野幸一氏蔵本(伝足利義尚筆)の三本のみである。一類本のうち最も信頼すべき本は、定家筆の模写本である高松宮本、同じく京都大学附属図書館蔵中院本であるが、両本とも付載していないことから知られるように、一類本は本来『かはやしろ』を付載していなかったと考えられる。

二類本の場合を見よう。この類に属する伝本として知りえたのは一五本。うち以下の本は付載していない(付載する本のはちに示す)。すなわち、

東山御文庫蔵本(63-3・1・18)、慶応大学斯道文庫蔵本(092・ト26・1)、岡山大学附属図書館蔵池田家文庫本(P911・35)、坂本、刈谷市立図書館蔵村上文庫本(6299)、群書類従本(巻288)、島原公民館蔵平文庫本(120・9)の七本である。このうち松平本は後半部分を欠く残欠本であるから、例外とすべきである。これら決して少なくない数の本が『かはやしろ』を欠いているのは注意される。二類本で最も注意すべきなのは定家筆本の模写本である鷹司本であるが、すでに引用しているように同本は『かはやしろ』を付載している。同本のもともなつたと思われる定家自筆本には正しく『かはやしろ』が存在したと思われる。しかし右の七本のうち、斯道文庫本・東山御文庫本は共に鷹司本に近く、特に前者は書体をも自筆本に近づけようとした跡を窺うことができる。それでいて両本とも『かはやしろ』を付載していないのは注意される。もとより鷹司本は尊重されなければならないにしても、右の二本の存在を重視するならば、二類本と『かはやしろ』は必ずしも親密に結びつくものではないとも言える。この点は二類本内部の問題としてさらに考えられるべきである。従って『かはやしろ』と密接に結びついているのは三類本である。

次に、視点を変えて、付載されている本文は甲・乙いずれの特徴を備えているかを調べてみよう。2節において、甲・乙を分ける際、目安になるものとして挙げた①から⑨までの異同箇所を再び取り上げる。いま、知りうる限りの付載本と先に見た単独本とを、分類した上で列挙し、①⑨の箇所について、甲・乙の別を確認して表示すると、次のようになる。

単 独 本	付 載 本			形態
	三 類 本	二 類 本	一 類 本	の 備 案 抄 別
内閣文庫本『河社注』(202・120) 彰考館蔵本(已11・07158) 彰考館蔵本(已13・07306)	慶応大学斯道文庫蔵本(091・ト36・1) 田村柳老氏蔵本 陽明文庫蔵本(近・243・22) 佐賀大学附属図書館蔵小城鍋島文庫本(0952・6) 慶応大学斯道文庫蔵本(091・ト37・1) 京都大学附属図書館蔵中院本(中院・VI・153) 早稲田大学図書館蔵三条西家旧蔵本(特へ2・4867・3)	書陵部蔵鷹司本(鷹・645) 慶応大学斯道文庫蔵本(092・ト25・1) 秋月郷土館蔵黒田文庫本(秋月・別・18) 内閣文庫本(202・151) 内閣文庫本(202・150) 内閣文庫本(202・152) 三手文庫本(歌・以) 神宮文庫蔵本(三・376)	慶応大学斯道文庫蔵本(092・ト32・1) 志香須賀文庫蔵本(日本歌学大系本) 中野幸一氏蔵本	伝 本
* * 甲	乙 乙 甲 乙 乙 乙 乙	* 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲	甲 甲 乙	①
乙 乙 甲	乙 乙 甲 乙 乙 乙 乙	乙 × 甲 甲 甲 甲 甲 甲	甲 甲 乙	②
乙 乙 甲	乙 乙 甲 乙 乙 乙 乙	甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲	乙 乙 乙	③
乙 乙 甲	乙 乙 × 乙 乙 乙 乙	乙 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲	× × 乙	④
乙 乙 甲	乙 乙 × * 乙 × 乙 乙	甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲	× × 乙	⑤
乙 乙 甲	乙 乙 × 乙 乙 乙 乙	乙 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲	× × 乙	⑥
乙 乙 乙	乙 乙 甲 乙 乙 乙 乙	甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲	甲 甲 乙	⑦
甲 甲 甲	乙 乙 甲 乙 乙 甲 乙	甲 乙 乙 乙 乙 甲 甲 甲	甲 甲 乙	⑧
甲 甲 甲	乙 乙 甲 乙 乙 甲 乙	乙 甲 甲 甲 甲 甲 甲 甲	甲 甲 乙	⑨
* 註記なし	×この前後省略して書写 * 朱補 ×この前後欠脱(空白)	×この部分記載なし * 位置訂正して示す	×この前後省略して書写 ×この前後省略して書写	備 考

①～⑨の異同は大むね決定的に意味の違いを来すものではなく、むしろ微細な差異に限られていたが、それでいて——例外は見られるもの——甲・乙の別はほぼ規則的に現れている。この表によって知りうるところを略記してみよう。

(1)付載本のうち、甲類は『僻案抄』の二類本に、乙類は三類本にほぼ収

斂している。

(2)先述した通り、一類本は本来『かはやしろ』を持っていなかったと考えられる。従ってこれを持つ三本は何らかの形で他本により『かはやしろ』を補ったと推定される。三本のうち斯道文庫本は三類本によったものと思われる。前稿でも触れたように、同本に見られる奥書、全体に施

されている校異の本文によっても右の点を確かめることができる。

(3) 一類本の他の二本、志香須賀本・中野本は、甲の特徴を示す二類本によって補ったと考えられる。但し両本の、表に×印を付した箇所は六百番歌合の判詞の部分であるが、「両方難陳判詞今略之」として省略されている。この省略はむろん本来のものではなく、何時の時点でのものかは不明だが、後人の所為である。

(4) 二類本のうち神宮文庫本のみやや不安定である。同本の性格を検討する上での重要な材料となる。取り合わせ本の可能性をもつか。

(5) 三類本のうち、特に斯道文庫本一本のみ孤立している。同本の本文はもとより三類本に属するが『かはやしろ』部分のみ、他の三類本諸本とは別で、異例だと言ってよい。しかし次に掲げる奥書（定家奥書の後の奥書）により、事情は了解される。

文明第二曆南呂仲旬之比／於閑窓不日以証本馳筆了

右大将（花押）

文明十二年南呂之仲秋之天於周防国／勝音寺以定家卿御自筆本、重而令／ヒヒヒ披合直付之、右奥書之奥猶有注事／ヒヒヒ少々書写之者也、

前右大臣
従一位（花押）

署名の人物は同一で、三条公教と考えられる。この奥書、ならびに公教の動向については井上宗雄氏の論考に詳しい。⁽³⁹⁾ 公教は、文明二年(1470)八月、一旦書写した本を、同一年四月(同年三月右大臣を辞す)大内氏を頼って周防へ下向したのち、翌二年八月、定家自筆本をもって「披合直付」の作業を行ったことになる。その際、両奥書の後に『かはやしろ』

を書写したのであろう。文明二年奥書以前と、十二年奥書以降とは墨の色は異なるものの、同筆で、公教その人の書写か。さて『かはやしろ』

部分の本文は、表の如く甲類であるから、二類本系のテキストに拠り補写したのだと推測される。中に筆写者による次の二種の書入が見られる。

・六百番哥合判詞。有之、省略、今度不写之、

・六百番判詞貫之哥二首書入也

前者から、文明二年の書写本にも『かはやしろ』は存在したのだが、今度の披合本にも同じく有り、それにより以前のものとは差し替えて書写するが、六百番の判詞の部分は省略する、という事情を知りうる。この次第は本文の現状と符合する。なお最末に次の奥書がある。筆跡と花押から、これも公教のものかと判断される。

除六百番判詞其外皆令書写畢／可為後代証本而已（花押）

以上の事情を踏まえて確認しておきたいのは、公教が披合に用いたという「定家卿自筆本」は『かはやしろ』を付載した二類本であったらうこと、そして、文明一二年段階でその種の定家自筆本が確かに存在していたらしいことである。

(6) 単独本についても幾つか知見を得ることができる。先に内閣文庫本『河社注』は純粹の単独本ではなからうと述べたが、その点は本文の比較によって確かめられる。純粹の単独本と目される彰考館二本の本文とは、やはり対立しており、むしろ内閣本は、甲の系統、『僻案抄』で言えは二類本系のテキストに拠っているのである。但し、内閣本の異同のうち⑦のみ乙の形になっているのは注意される。⑦は「庭訓」の有無に

関わる。概して些細な違いしか見られない中において、この⑦のみは甲乙を分かつ最も本質的な異同であった。内閣本においてこのみ乙を示しているのは異例である。(↑節で述べた通り)同本は為重奥書本により書写したかと思われる。しかし同じ為重奥書の見える二類本の内閣本三本と三手本の場合、この箇所の本はすべて甲の形である。内閣本はこの個所については他本との接触によって摂り入れられた可能性をもつ。なお為重自筆本が存在するらしい。同本を検討することによって右の件に解答を出せるかも知れない(前稿、註17参照)。

(7)単独本は、一部違いを存するが基本的には乙、すなわち『僻案抄』三類本の本文と一致する。そして甲―二類本と対立しており、互いに相容れない。先述の如く、三類本は『かはやしる』との結びつきが濃密であった。また、定家段階のものかと思われる注意すべき奥書と勘註をもっていた斯道文庫本一本は三類本の一つであり、かつ同本の勘註は単独本の中にも吸収されていた。これらに、さらに5節の論旨をも考え合わせ、一歩進んで言えば、原―『かはやしる』と呼ぶべきものに二種あり、うち一種は当初から単独本として作製され、『僻案抄』三類本の成立段階で同本に付載されたのではなからうか。もう一種は二類本の、鷹司本に見える形のものと考えればよいだろう。その場合、原―『かはやしる』なるもの二種の先後関係はなお不確かであるが、一つの仮説として右のように把えておきたい。

以上のように、『かはやしる』の書誌的な検討を媒介として、『僻案抄』

伝本の三つの系統の位置がおぼろげながら浮かび上がってくるように思われる。それぞれの輪郭を一層明確にしながらい本文を読むのは今後の課題であり、そのための道しるべを一つだけつけ加えることができたと思う。

△註▽

(1) この本は後述する奥書の他に書写奥書の類を持たない。「芳野記」末尾には文政一一年の書写奥書がある。『かはやしる』もまた右と同じ折の書写か。

(2) 以下B・Cを一纏めにして扱う。本文引用はBによる。

(3) 『図書寮典籍解題 文学篇』(昭23 国立書院) 42頁に掲出。本文は久保田淳『新古今歌人の研究』(昭48 東京大学出版会)「附篇」に翻刻。

(4) Aは問題の註記的語句を持っている。この事実からも、Aは純粹の単独本と見做しえないことを知りうる。

(5) 縦25・7cm横16・8cmの列帖装一冊本。表紙は鳥の子紙。天藍、地紫の打曇り、金銀泥で菊花(カ)を描く。同左上の題簽に「僻案抄」と書く。見返しは金色の鳥の子紙。料紙は鳥の子紙。紙数は五折六〇丁、墨付五一丁。一面五―一一行に書く。一丁裏に「古今」と端書、以下四五丁表まで僻案抄の本文。「かはやしる」は四五丁裏以下。僻案抄の伝本としての特徴については別途に考えたい。なお引用に当って通行字体に改め、適宜読点を付す。以下他の本を引く場合も同様の処理を施す。

(6) 小西甚一編『新校六百番歌合』(昭51 有精堂)の本文は「右方云。」⁽¹⁾「篠折り延へて乾す衣」と云ふ……とある。校異によれば、(1)には「しのおり」(2)に「はへ」の異文がある。これらの本文の揺れは(後段における小論の趣旨に基づく)すでに定家段階に存した揺れであったこととなる。なお『かはやしる』所収の六百番歌合本文と現行本との相違は注意される(この点後述)。なお以下の六百番歌合・顯昭陳状の引用は右による。

(7) 甲の本文は『私家集大成』中古II所収『江帥集』の本文(匡房I77)と一致する。小論の立場で言えば、定家は甲の「秋はあすそと」、乙の「秋をあすそと」の二つの本文を記す折があったことになる。

(8) 成り立たないかも知れない。難点は「外舅」を妻の兄弟と取る所。「舅」の意を無理に拡張した。「刑部卿」には敦兼以外を想定し難いのではないか。なお敦兼については『明月記』正治二年(一〇月一日)条、石田吉貞「藤原定家の研究」(昭44改訂版 文雅堂銀行研究社)第一章参照。

(9) 敦兼、保延四年(1138)三月一四日出家(六〇歳 尊卑分脈)。この年俊成二五歳。なお谷山茂『藤原俊成人と作品』(谷山茂著作集2 昭57 角川書店)「第五章 俊成年譜」参照。

(10) 『古今著聞集』巻八・好色第一

(11) 疑問は多い。敦兼の父敦家は「管弦得名、楽道之名匠」(尊卑分脈)と云われたにしても、敦家あるいはその子敦兼を俊成の言の如く「かくらつたへたる家の人」と呼びえたであろうか。ここは「亡父之父外舅」あるいは「祖父外舅」なら適わしいところである。しかしテキストは掲げた通りの形である。

(12) 伊達本古今集為兼識語に云う「伝受三代集於故戸部禪門之時」は永文九年(1122)秋比であった由。弘安元年の六年前になる。『為兼卿記』乾元二年八月二八日条参照。この為兼奥書は田村柳菴氏蔵本にもあり、注意される。

(13) この註記は乙の類すべてに見えるわけではない。取り上げている本にのみ存する。

(14) 『千種』に「河やしろ」を収める。その末尾に「戸部尚書判」とある。

この種の署名のみのある『かはやしろ』伝本は他に見出しえない。『千種』の性格から考えて(おそらく付載本から)抄出したものか。むろん単独本とは認められない。なお本文は甲の特徴を示す。

(15) 橋本不美男・滝沢貞夫『堀河院御時百首和歌とその研究』(昭51 笠間書院) 451頁。なおこの歌のこと『袖中抄』にも詳しく見える。「堀河院百首和歌鈔四季」は『袖中抄』を引用する。橋本・滝沢上掲書の「索引」(昭52 笠間書院)。

(16) 『日本歌学大系』別巻5 解題(久曾神昇)(昭56 風間書房)参照。本文、同大系本による。

(17) 日本古典文学大系『歌論集 能楽論集』(昭36 岩波書店)「正徹物語」補註27(久松潜一)、松野陽一「古来風躰抄」補註52(『歌論集(一)』昭46 三

弥井書店) 古来風躰抄の引用は同書による。

(18) 先掲二首、その他『古来風躰抄』で俊成じしん「古歌、先に「かひや」の事に申つる歌也。こゝには「蚊火」と書けるなり」として注意している／あし引の小田守翁の置く蚊火の下焦れのみわが恋ひ居らく(巻二・1249)をもさすか。

(19) 岡山大学附属図書館蔵池田家文庫本(P・911・45) 土肥遺書一八四 経平自筆か。引用部分の前には頭昭に触れて次にも記している。「猶ひそかに按するに、万葉集の朝霞かひやか下になく蛙とよめる二首の哥を、頭昭のこちたくも論してしるせる説は、よく叶へることく聞ゆるかたもあれと、足引の山田守男のをくかひといへる万葉の哥を会せ論せんには、さらに蚕飼の屋といふにかなはざる歟」

(20) 『平安朝歌合大成』8「四三五(寿永元年以前)右近中将資盛歌合雜載」参照。なお『僻案抄』の記事については8には見えず、9の「正誤表」で触れられている。本文の紹介は現在までのところ註3久保田翻刻のみ。

(21) 歌合大成8による。資盛の官職表記によれば寿永二年七月の平家都落ち以前となる。

(22) 松野註17掲出の補註49。

(23) 俊成判詞ではなく右方の難のうち、「……と云ふ本歌は、有説事と承りし。」の傍線部は「かはやしろ」の本文には見えない。

(24) 当の貫之歌自体、万葉の古歌を撰取しているのだから、俊成的な認識によって扱えられた古歌撰取の問題でいえば、二重に問題を含む歌ということになる。なお当該歌は新古今集・神祇、巻軸歌。撰者名註記、有定。隠岐本合点歌。

(25) 松野陽一『藤原俊成の研究』(昭48 笠間書院) 195—236頁。

(26) 定家にこうした記述態度の例が無いわけではない。たとえば『三代集之間事』で諸説を記す際の形式はこれと似る。なお拙稿『三代集之間事』読解(『跡見学園女子大学国文学科報』11 昭58・3)でこの点に触れる。

(27) 『契沖全集』14「随筆」(昭49 岩波書店)

(28) 『僻案抄』の本文から、基俊の所説を引いている箇所を抜き出すと、多くの箇所敬語を用いていることがわかる。俊成に対する文体とは異って

いる。「金吾申されけるは」「金吾説とて……と申されき」「金吾は……と
よまれければ」「金吾まさしく……と申されけり」「金吾も被申ければ」な
ど。但し『かはやしる』には単独本もあり、『僻案抄』から相対的に独立
しているという面もある。それゆえ両者を直接同一次元で結びつけられな
いとも言える。

(29) 註22に同じ。

(30) 『平安時代歌論集』（天理図書館善本叢書_{和書}之部35 昭52 八木書店）

同解題（久曾神昇）参照。

(31) 夙く室町期に、この歌と「河社」歌との接点を認める説がある。経厚講
『名所百首和歌聞書』に、「此衣ホスナリハ、河やしろしのをりはへほす
衣いかにほせはか七日ひさらむ、貫之カ読ル此心也、此衣トハ浪ノ白キヲ
白キヌノナトイヘルニタトヘタル也、河社ノ事六百番ニ詳之」とある。
ノートルダム
清心女子大学古典叢書第三期8 『西行上人談抄 経厚講名所百首和歌聞書』（昭
58 福武書店）

(32) 夏衣たつた河らをきて見ればしのおりはへ浪そほしける

（千五百番歌合百首・夏 拾遺愚草上・1032）

つくるてふ初瀬をとめの夕まくれ河浪たかくかくる卯花 （夕卯花 370）
など。本文・番号は赤羽淑編『藤原定家全歌集全句索引本文篇』による。

(33) 久保田淳「稲負鳥を追う」（『しくれてい』5 昭58・5）

(34) 定家たちの言語状況の中で、△難義▽はどのような意味を——特に實際
の詠作との関係で——担っていたか。俊成たちの状況と如何に重なり如何
に異なっていたかを考えてみるべきか。

(35) 高松宮本による。註33の論で直接取り上げられている。

(36) 校異が傍記された結果、この語句をもつ伝本もある。それらを除いて考
える。

(37) 但し、①—②—③の順に増補された、従って成立は一類本—二類本—三
類本の順だ。と単純に考えてはならないと思う。川平前稿参照。

(38) 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町前期』（昭36 風間書房）306—307頁。
△付記▽ 御所蔵本の閲覧をお許し下さった中野幸一氏・田村柳耆氏、ならび

に諸文庫の各位に深く感謝申し上げます。